

魅せる！伝わる！下水道工事PR事例紹介！実施要領

平成22年 3月24日

21下総広第860号

部長名

(目的)

第1条 本事業は、東京下水道の認知度向上、理解度向上及びイメージアップにつながる優れた取組の募集、選定及び公表を通じて、職員及び受注者の広報意識の向上及び定着を図ること、お客さまに事業への理解を深めていただくこと並びに工事説明の充実、作業環境の改善等により工事を円滑に遂行することを目的として実施する。

(募集対象となる取組)

第2条 本事業では、局が起工した工事において、選定の前年度の4月1日以降に実施された取組を対象として募集を行う。

(選定基準)

第3条 本事業では、前条の募集に対して応募のあった取組のうち、次の各号のいずれかについて、東京下水道の認知度向上、理解度向上及びイメージアップにつながる優れた内容であり、他の受注者が模範とするべきと認められるものを選定し、公表する。

- (1) 工事情報のPR（広報板、配布物及び掲示物など）
- (2) 地域への配慮（地元住民への配慮、周辺環境への配慮）
- (3) 作業環境の快適化（労働者の作業環境の改善）

(取組の選定)

第4条 施設管理部、流域下水道本部技術部、下水道事務所、森ヶ崎水再生センター及び基幹施設再構築事務所の長（以下「工事所管部所長」という。）は、所管する工事に関して、本要領の基準に該当する優れた取組を行ったものを選定し、総務部長宛てに提出する。

(公表の決定)

第5条 総務部長は、前条により工事所管部所長から提出のあった取組について、適当と認められる場合は、公表を決定する。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、本要領に基づく選定及び公表を行わな

い。

- (1) 選定の前年度の4月1日から公表の決定の前日までに、建設業法に基づく行政処分、東京都下水道局競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく入札参加禁止のいずれかの処分を受けたとき。
- (2) 選定の前年度の4月1日から公表の決定の前日までに、下水道工事のイメージを毀損するような事故又は法令違反行為があったとき。
- (3) 過去3か年に同種の取組について選定した実績があるとき（魅せる！伝える！下水道工事コンクールで表彰した取組を含む。）。
- (4) その他、総務部長が選定及び公表に適さないと認めるとき。

(委任)

第7条 本事業の実施に当たって必要な事項は、総務部広報サービス課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月24日から施行する。

附 則（平成23年2月16日）

この要領は、平成23年2月17日から施行する。

附 則（平成25年5月14日）

この要領は、平成25年5月14日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（令和3年5月28日）

- 1 この要領は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 令和3年度において募集対象となる取組について、第2条中「選定の前年度の」とあるのは、「平成31年」と読み替えるものとする。
- 3 令和3年度において募集対象となる取組に係る欠格条項について、第6条第1号及び第2号中「選定の前年度の」とあるのは、「平成31年」と読み替えるものとする。